

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>本則</p> <p><u>(技術管理者の資格)</u></p> <p><u>第 28 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門または衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)</u></p> <p><u>(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)</u>であって、<u>1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者</u></p> <p><u>(4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)</u>の<u>理学、薬学、工学または農学の課程において衛生工学または化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において衛生工学および化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(6) 学校教育法に基づく短期大学または高等専門学校</u>の<u>理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において衛生工学または化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>本則</p>

(7) 学校教育法に基づく短期大学または高等専門学校の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において衛生工学および化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校または中等教育学校において土木科、化学科またはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校または中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目またはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認められる者

(委任)

第29条 (略)

(委任)

第28条 (略)